

平成28年青森県登録販売者試験について

1 概要

出願者 612名

受験者 592名

合格者 277名 合格率 46.8% (四捨五入)

2 合格基準

総得点の7割であって、かつ、各項目の得点が4割以上

3 試験成績

	手引き第1章 (20点)	手引き第2章 (20点)	手引き第3章 (40点)	手引き第4章 (20点)	手引き第5章 (20点)	総得点 (120点)
最高得点	20	20	40	19	20	118
最低得点	6	1	10	3	4	42
平均点	17.5	11.5	26.7	12.6	13.2	81.6

※平均点は小数点第2位を四捨五入

注意事項

(1) 得点の閲覧

得点の閲覧を希望する方は、受験票及び身分を確認できるもの(運転免許証等)を持参し、青森県庁北棟6階の医療薬務課へお越しください。(北棟地下に無料駐車場あり。)

閲覧受付期間

平成28年10月3日(月)～11月3日(水) 午前9時～午後5時

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

また、10月3日のみ午前10時から受付とする。)

(2) 合格通知書

合格通知書の発送は、10月6日(木)です。

合格者で転居された方は、10月5日(水)までに医療薬務課へ連絡してください。

(3) 平成29年度試験日程

平成29年8月頃に実施する予定としています。

4 解答

問題	回答
問1	4
問2	3
問3	3
問4	4
問5	5
問6	3
問7	5
問8	5
問9	4
問10	3
問11	5
問12	4
問13	5
問14	1
問15	1
問16	5
問17	1
問18	2
問19	5
問20	3
問21	4
問22	2
問23	4
問24	3
問25	4
問26	4
問27	1
問28	3
問29	2
問30	2
問31	4
問32	2
問33	4
問34	5
問35	1
問36	1
問37	2
問38	4
問39	3
問40	4

問題	回答
問41	3
問42	1
問43	3
問44	3
問45	2
問46	3
問47	1
問48	1
問49	5
問50	4
問51	4
問52	4
問53	4
問54	1
問55	3
問56	2
問57	3
問58	1
問59	1
問60	4
問61	2
問62	3
問63	3
問64	5
問65	2
問66	2
問67	1
問68	3
問69	3
問70	1
問71	3
問72	2
問73	4
問74	1
問75	3
問76	2
問77	4
問78	4
問79	3
問80	2

問題	回答
問81	正解が2つ
問82	1
問83	3
問84	3
問85	2
問86	5
問87	1
問88	2
問89	3
問90	2
問91	4
問92	2
問93	5
問94	3
問95	4
問96	1
問97	3
問98	4
問99	1
問100	2
問101	1
問102	3
問103	解なし
問104	1
問105	4
問106	5
問107	5
問108	3
問109	3
問110	5
問111	2
問112	2
問113	1
問114	5
問115	1
問116	2
問117	解なし
問118	2
問119	3
問120	5

5 採点にあたって考慮した試験問題

平成28年8月31日（水）に実施した登録販売者試験問題について、試験実施後に精査した結果、問題の記述の一部に適切ではないと思われる問題が3問ありました。

この3問については、受験者に不利となることのないよう受験者全員を正解として採点しました。

なお、採点にあたって考慮した試験問題は、以下のとおりです。

(1)「午後 問81」：正解が2つ（当初予定していた正解は4）

問81 医薬品医療機器等法第2条第1項に規定される医薬品の定義に関する以下の記述のうち、正しいものはどれか。なお、設問の中の「機械器具等」とは、機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム及びこれを記録した媒体をいう。

- 1 人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物で、厚生労働省の承認を受けずに「やせ薬」を標榜したものは、医薬品に該当する。
- 2 人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物は、機械器具等、医薬部外品、化粧品も医薬品に該当する。
- 3 医薬品は、全て日本薬局方に収められている。
- 4 動物の疾病の治療に使用されることが目的とされている物であって、機械器具等、医薬部外品及び再生医療等製品でないものは医薬品に該当する。

【解説】

選択肢4を「正しい記述」として出題しましたが、選択肢1の記述も正しく、2つの正解がある問題は不適切と判断し、受験者全員に加点しました。

(2)「午後 問103」: 正解なし(当初予定していた正解は3)

問 103 一般用医薬品の添付文書に関する以下の記述の正誤について、正しい組み合わせはどれか。

- a 添付文書の内容は変わらないものではなく、医薬品の有効性・安全性等に係る新たな知見、使用に係る情報に基づき、定期的に改訂がなされている。
- b 使用上の注意の項目に記載される、「してはいけないこと」、「相談すること」及び「その他の注意」の各見出しには、それぞれ統一された標識的マークが付されている。
- c 添加物として配合されている成分については、現在のところ、製薬企業界の自主申し合わせに基づいて記載がなされている。
- d 可燃性ガスを噴射剤としているエアゾール製品等における消防法や高圧ガス保安法に基づく注意事項については、その容器への表示が義務づけられているが、添付文書において「保管及び取り扱い上の注意」としても記載されている。

	a	b	c	d
1	正	正	正	誤
2	誤	誤	正	誤
3	誤	正	正	正
4	正	誤	誤	正
5	誤	誤	誤	正

【解説】

設問 b は「正しい記述」として出題しましたが、標識的マークが定められている使用上の注意の項目は、「使用上の注意」、「してはいけないこと」及び「相談すること」であり、「その他の注意」には標識的マークは定められていないため、設問 b は「誤った記述」となります。

これにより、a : 誤、b : 誤、c : 正、d : 正となり、正しい組み合わせがないことから、正解なしとして受験者全員に加点しました。

(3) 「午後 問 1 1 7」: 正解なし (当初予定していた正解は 4)

問 117 鼻炎用点鼻薬の添付文書において、使用の適否を専門家に「相談すること」とされている理由について、正しいものの組み合わせはどれか。

- a 中枢神経系の興奮作用により、てんかんの発作を引き起こすおそれがある。
- b むくみ (浮腫)、循環体液量の増加が起こり、腎臓病を悪化させるおそれがある。
- c 交換神経興奮作用により血圧を上昇させ、高血圧を悪化させるおそれがある。
- d 抗コリン作用によって房水流出路 (房水通路) が狭くなり、眼圧が上昇し、緑内障を悪化させるおそれがある。

1 (a、b) 2 (a、d) 3 (b、c) 4 (c、d)

【解説】

設問 c は「正しい記述」として出題しましたが、正しくは「交感神経興奮作用」と記載すべきところ、「交換神経興奮作用」として記載したため、漢字の誤りにより、設問 c は「誤った記述」となります。

このことから、正しい記述は d のみとなり選択肢に正答がないことから、正解なしとして受験者全員に加点しました。